

「改訂3版 賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前
69	第1編第1章制度の意義 上から2行目	賃貸住宅管理業者登録規程	賃貸住宅管理業登録規程
69	第1編第1章制度の意義 下から2行目	～Q&Aも、規程および準則と一体をなして、登録制	～Q&Aも、規則および準則と一体をなして、登録制
123	第1編第5章賃貸不動産経営管理士の役割 上から7行	借主に対する管理事務の説明業務	借主に対する「重要事項説明」業務
275	第3編第2章Ⅱ「4 復委任の内容」下から1行目と3行目	委託者	依託者
432	第5編第1章賃貸借契約 15行目	マンション標準管理規約第19条第2項	マンション標準管理規約第18条第2項
445	第5編第2章貸主の義務(貸主の権利) 9行目	講じておく	講じて奥
496	第5編第5章契約期間の更新 28行目	期間の定めがない建物の賃貸借とみなす	期間の定めがない建物とみなす
531	第5編第6章賃貸借契約の終了 7行目	「更新をしない旨の通知」、	「更新をしない旨の通知」をしなかったとき、
557	第5編第8章建物の所有権移転 26行目	この場合にも対抗要件がない場合と同様に、	この場合にも対抗要件が場合と同様に、
572	第5編第10章連帯保証 14行目から15行目にかけて	主たる債務者から債権回収を図れば足りる。	主たる債権者から債権回収を図れば足りる。
572	第5編第10章連帯保証 (3)補充性 16行目	(民法第446条)	(民法第466条)
661	第6編第2章Ⅳ1③「管理受託方式」の場合について」22行目	法律事務	法律
791	第7編第2章Ⅱ「4 耐震診断・補強」の一覧表の下から2行目、1行目	3/4以上→1/2超(過半数)	(4/5から1/2に変更)
806	第7編第3章Ⅰ「1 給水設備等」下から5行目	814頁	722頁
827	第7編第3章Ⅲ「2 通気設備」上から2行目	伸頂通気方式	伸長通気方式
827	第7編第3章Ⅲ「2 通気設備」図(賃貸マンションの排水・通気設備(案)の説明	伸頂通気管	伸長通気管
956	第8編第4章賃貸不動産経営と税金一覧表2段目、4段目、6段目の差引所得額(※ただし、1段目、3段目、5段目の差引所得額はそのままとご注意ください)	差引収支額	差引所得額
983	第8編第4章賃貸不動産経営と税金 上から4行目	通常の取得費に	通常の譲渡費に
983	第8編第4章賃貸不動産経営と税金 上から21行目(j. 損益通算の4行目)	譲渡による所得以外の所得	譲渡による取得以外の所得
983	第8編第4章賃貸不動産経営と税金 下から3行目	(平成32年12月31日)	(平成29年3月31日)

987	第8編第4章賃貸不動産経営と税金 ②相続税の税率の表中	各法定相続人の取得金額	各法定相続人の所得金額
-----	-----------------------------	-------------	-------------

※ 巻末の奥付をご覧になり、「平成29年8月31日第3版第2刷発行」と書いてある本をお持ちの方は、上記557、572、661頁の欄をご参照ください。

2018.08.21現在

2刷をお持ちの方...

3刷をお持ちの方...